

令和5年度 相模原市立谷口台小学校

いじめ防止基本方針

相模原市立谷口台小学校

令和5年4月

相模原市立谷口台小学校いじめ防止基本方針

【目指す子どもの姿】 つよく かしこく あたたく

- つよく ・めあてをもち、粘り強く取り組む子
・健康でたくましい子
- かしこく ・進んで学び工夫する子
- あたく ・自分も他者も大切にする子

【家庭・地域との連携】

- ・家庭確認
- ・個人面談
連絡帳の有効活用
- ・学校へ行こう週間
- ・健全育成協議会
- ・幼保小の連携
- ・小中の連携
- ・連携協議会

【校内組織】

いじめ防止特別委員会

- ・校長、副校長、教務
- ・児童支援専任
- ・児童指導
- ・養護教諭
- ・学年主任
(・青少年教育カウンセラー
SSW)

【関係機関との連携】

- ・南子育て支援センター
- ・学校教育課、人権・児童
生徒指導班
- ・青少年相談センター
- ・警察署
- ・ケース会議
- ・連携協議会

【いじめの未然防止】

～一人一人を大切にする人権教育・支援体制づくり～

- ・人権教育を核とした心の醸成
- ・一人一人を大切にしたい支援体制の構築
- ・チームとしての早期発見、積極的継続的な対応

【いじめの早期発見～アンケートと報告シート～】

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ・休み時間の見守り・生活ノート（日記）等から児童の細かな人間関係を見る。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ・児童理解アンケートは毎月1回行う。その後、個人面談の実施。

【いじめへの早期対応～きめ細かい対応と組織対応～】

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関連携のもとで対応する。
- (3) 対応後も経過観察・再発防止に向けた取り組みを行っていく。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条に基づき、いじめ防止等の対策のための基本的な方針を定める。

1 学校いじめ防止基本方針の内容

学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）には、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」を主な項目とし、「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「家庭や地域とどう協力し合うのか」等を示す。

【内容】

- 学校基本方針には、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などを定める。
- 具体的には、いじめ防止の観点から、包括的な取組の方針を定め、校内研修等、教職員の資質能力向上を図る取組など、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- いじめの早期発見、いじめへの対処に関する取組方法等を定める。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称：**【いじめ防止特別委員会】**
- 構 成 員：**【校長、副校長、教務、こころづくり PM（児童支援専任）、児童指導 PL、養護教諭、学年主任、青少年教育カウンセラー・SSW】**

3 教職員一人ひとりの心構え

- ・いじめられた側がいじめと思ったら、程度にかかわらず「いじめ」という認識。
- ・子どもたちに「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、お互いの人格を尊重し合える態度、人間関係を構築する能力、ストレスに適切に対処できる力等を育む指導と支援。
- ・すべての子どもが安心でき、自己有用感を感じられる学校生活・授業づくり。
- ・さまざまな手立てや見取りによって、子どもたちを多方面、多角的な視点からみて、子どもたちの実態把握に努め、児童・生徒理解を進めていくことが重要。
- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ・児童及び保護者からの相談や訴えには真摯に傾聴する。一人で抱え込まず、校内組織「いじめのない学校創り委員会」に情報を共有するなどして、報告・連絡・相談の徹底。
- ・いじめの対処には、全教職員で共通認識を持ち、関係機関との連携をとりながら対応を図る。
- ・インターネット上のいじめにも対応できるよう、保護者や地域への窓口を広げる。
- ・新型コロナウイルス等のいじめにも対応できるよう、対策を講じる。

4 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。そのためには、子どもたちの前向きな意欲や行動を引き出し、子どもを取り巻く環境が主体的で対話的な活動が行える学校風土が大切であると考え。本校の重点目標である「夢と未来をつなぐ学びの実現」に向かっていける子どもたちを育てていく上で、次の点を教職員・子どもたちと大切にして、いじめへの未然防止としていく。

- (1) 「やってみたい」を引き出し、トライさせる。
 - ・誰にも「願い、夢が叶う」体験、「自己実現」による達成感、満足感を味わわせる
 - ・「出来ない」「うまくいかない」「失敗」も価値あることに気づかせる
- (2) 「4ひきのカエル」を意識した見通し、ふり返りをつくる。
 - ・「かんがえる」「まちがえる」「ふりかえる」「みちがえる」の指導を児童と共有化
 - ・成長する姿を描く、成長した姿を確認、実感する手立て
- (3) 子どもたちが紡ぐ言葉を大切にする。
 - ・子どもが発する言葉から、子どもの今を見取る
- (4) 価値ある対象との出会い、関わり合いをつくる。
 - ・十分にかかわり味わうことができる時間と場の保障 ・「継続と複数回」
 - ・地域の人・ものの発掘とフル活用
- (5) 多様な場や人材を設定
 - ・休み時間の活用 ・いろいろな人とかかわる活動 ・地域とつながる(社会参画) 活動
- (6) 異学年・異年齢交流を推進する。
 - ・異学年の絆が深まる「カラフルグループ活動」の年間を通じた計画的な創造と展開・学年を越えた「学び合い」・幼保小と小中連携(接続を意識した交流)
- (7) ユニバーサルデザインに基づいた教育活動を実施する。
 - ・違いを認め大事にする学級風土 ・すべての子どもたちに便利でわかりやすい教育環境と支援 ・個別な対応が必要な子どもへの適切な支援
- (8) 健康な心と身体を鍛える
 - ・子どもが自らの生活態度を意識し改善しようとする学級指導
- (9) 計画的な教育課程に基づいた自由度もある教育活動を実施する。
 - ・計画的で見通しある教育活動(ゴールを意識する)
 - ・子どもの状況変化に対応、願いや思いを実現するための柔軟な対応、決断、展開
- (10) 家庭地域から信頼応援される「伝えたい学校×知りたい家庭」の実現
 - ・積極的な情報発信、子どもの成長を共有する教育活動の公開 ・機を逃さない丁寧な説明と周知 ・SOSを逃さない感度をもつ ・学校ボランティア、地域の人々や組織との連携・PTA活動、家庭教育との連携
- (11) その他(いじめの未然防止に関わること)
 - ①校内研修: いじめについて(新型コロナウイルス等)、人権研修、道徳研修、情報モラル研修(4月下旬・8月下旬)
 - ②教職員向けの教育アンケート調査等により、いじめ防止の取組の充実を図る。
 - ③全校朝会や全校集会、学年集会活動における校長をはじめとした担当教員からの講話。
 - ④保護者会、学級懇談会においての啓発など。

5 いじめの早期発見への取組

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ①毎朝の健康観察
 - ②個人ノート、生活ノート、個人面談等による把握
 - ③休み時間や放課後の雑談の中での児童の様子
 - ④職員打ち合わせなどを利用した児童情報の全校共有化

- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ①アンケートの実施：月に1回
 - ②子ども向け面談：アンケート実施後、抽出で児童と実施。
 - ③保護者向け教育相談週間（個人面談）：1・2学期は、全家庭で実施。

- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を一層整備する。
 - ①相談窓口の周知（谷口台小青少年教育カウンセラー 毎週火、金曜日）
 - ②保健室だよりの発行
 - ③青少年相談センター南室との連携

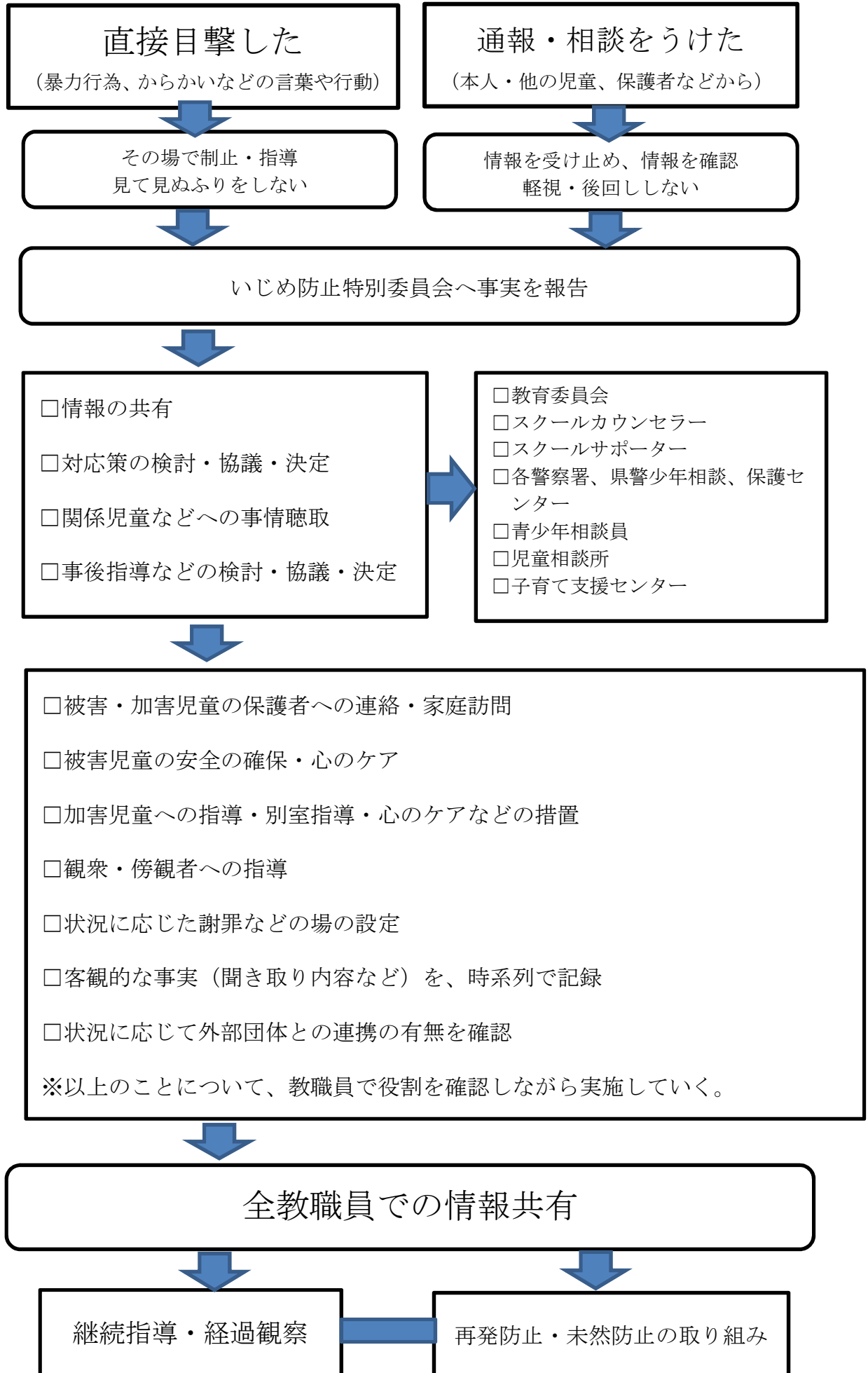
6 いじめへの早期対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - ①校内の「いじめ防止特別委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）に直ちに情報を共有する。
 - ②速やかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体（学級、遊び仲間等）にそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
 - ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

○いじめ発見から対応の流れ



相模原市立谷口台小学校「いじめ防止特別委員会」設置要綱

1 設置

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 22 条に基づき、相模原市立谷口台小学校に「いじめ防止特別委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

2 委員会の目的

いじめは、全ての児童に関係する問題であるという認識に基づいて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを克服するために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は、適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

3 委員会の構成員

委員会の構成員は、原則として表に掲げる者とする。

ただし、事案の状況により、関係する教職員等を加えるなど構成員については、起きた事案の実情にあわせて工夫するものとする。

委員長	校長
副委員長	副校長
委員	教務
	こころづくりプロジェクト (児童支援専任・児童指導)
	養護教諭
	学年主任（7名） (青少年教育カウンセラー) (ssw)

4 委員会の運営

- (1) 委員会は、校長が招集し、原則、月 1 回（児童指導支援委員会と兼ねて開催する。）ただし、状況に応じて適宜開催するものとする。
- (2) いじめの未然防止、早期発見の取組を企画する。
- (3) いじめへの対応を迅速かつ適切に行うため、対応について協議する。
- (4) 家庭、地域、有識者及び関係諸機関との協力を求める。
- (5) 重大事態が生じた場合は、校内緊急対応チームとして機能する。
- (6) この「要綱」に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は、校長が定める。

5 委員会の取組内容

委員会は、日頃から実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いなどの情報を常に把握するよう努めるとともに、学校全体でのいじめの未然防止・早期発見の取組、適切かつ迅速にいじめへの対処が行われるよう、次の業

務を遂行する。

- (1) いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取組
 - ① 明るく安心して生活できる学校づくりに向けた取組
 - ② 教科・領域を横断したいじめ防止等の取組の推進
 - ③ 早期発見のための措置
 - ・児童対象の「アンケート」を年間10回実施し、その結果を分析する。
 - ④ 相談体制の確立
 - ・教育相談の実施
 - ・スクールカウンセラー等の相談窓口の周知
 - ⑤ インターネット等によるいじめに対する対策の推進
 - ・児童、保護者向け「インターネット等の正しい使い方」についての周知、研修会等の実施
- (2) いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- (3) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- (4) いじめを行った児童に対する指導
- (5) いじめを行った児童の保護者に対する助言
- (6) 専門的な知識を有する者等との連携
- (7) その他いじめの防止等に係ること

【具体的な取組の基本的内容事項】

※年間活動計画は教育計画（児童指導年間計画）にこの中から必要に応じて選択して盛り込むものとする

【通常】未然防止・実態把握の取組	【緊急】重大事態への対処時の取組
○通常の委員会の定期的開催 ○年間活動計画・活動事例の作成 ○いじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの作成と実施 ○いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信（啓発・協力要請） ○外部相談機関との連携 ○早期発見：アンケートの実施・分析 ○定期的な職員間の情報交換 ○職員研修の企画・運営（事例研究等） （事例研究に加え道徳教育・豊かな体験活動等に係る研修など）	◎緊急時の委員会の開催 （警察等関係機関・教育委員会との連携） ◎事例に係る対応方針の決定と具体的取組の提示・周知 （委員会が取組全体の要となって組織的に対応する） ◎専門的知識を有する者との連携 （メンタルヘルス・ケア等への配慮） ◎家庭との連携 ◎サポートチームの対応策検討 ◎緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施、生命尊重の教育の実施

6 その他

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

令和2年4月1日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正

令和5年4月1日 一部改正